

# 自動車リサイクル法の基本的考え方 —中古自動車等の輸出時の注意事項について—

平成25年7月25日  
解体自動車の輸出に係る説明会説明資料

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1

## 目次

### 1. 「自動車リサイクル法」の概要

#### 【ポイント】

- ・ 自動車リサイクル法の仕組み
- ・ 自動車リサイクル法上の「自動車」
- ・ 電子マニフェスト
- ・ 自動車リサイクル法上の「輸出」と「輸出抹消仮登録証明証」

### 2. 中古自動車等の輸出について

#### 【ポイント】

- ・ 平成25年2月4日付周知文書と自動車リサイクル法

2

## 自動車リサイクル法の基本的考え方 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)

### 法設立の背景

- 産業廃棄物最終処分場の逼迫により、使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減
- 最終処分場の高騰と鉄スクラップ価格の低迷による、不法投棄・不適正処理の懸念

- 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、平成14年に自動車リサイクル法を制定、平成17年より施行

### 法令において、回収、再資源化等を求めている物品

- 法律制定前に存在していた自動車リサイクルシステムが機能しない(不法投棄がなされる等の)主要な要因であると判断されたシュレッダーダスト【法第21条、第25条】
- 新たな環境課題への対応のため、特定エアコンディショナーに用いられるフロン類【法第12条～第13条】
- 特に使用済自動車の再資源化等を図る上で回収する必要があるとして政令で指定する物品(エアバッグ等の装置に使用するガス発生器)【法第16条】

### リサイクル(“再資源化等”)の義務を負う者

- 自動車製造業者等(自動車を製造する者、輸入する者等)
- 関連事業者(使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者等、解体業者、破砕業者)
- 自動車の所有者等

3

## 自動車リサイクル法上の“自動車”に係る概念

### 使用済自動車(法第2条)・・・いわゆる「廃車」

- 自動車のうち、その使用(倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。)を終了したもの
- ※ 使用済自動車か否かは一義的には自動車所有者が判断するものであるが、ハーフカット等の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確となる。

### 解体自動車(法第2条)・・・いわゆる「廃車ガラ」

- 使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物

### 自動車破砕残さ(法第2条)・・・いわゆる「シュレッダーダスト」

- 解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物

### 特定再資源化物品・特定再資源化等物品(法第2条)

- 指定再資源化物品:自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及び指定回収物品(エアバッグ類)
- 特定再資源化等物品:特定再資源化物品及びフロン類

4



## 自動車の状態の変化の記録化：電子マニフェスト

情報管理センターシステム - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

自動車リサイクルシステム 2008/10/18 13:28:54

解体工程 > 使用済自動車/解体自動車に関する移動報告状況の閲覧 > 自社取扱車台の確認 (JMESS120)

メニューに戻る 業務終了 画面印刷 ヘルプ

1. 閲覧実施事業者 (自社) 情報

事業所コード	300000000104	事業者/事業所名	ZT3解体JPO1 ZT3解体JPO1本社
--------	--------------	----------	-----------------------

2. 取扱車台の一覧

該当車台は1件です

前ページ 次ページ 1ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件

車台番号	引取報告日	引渡元事業者/事業所名	引渡報告日	引渡先事業者/事業所名	引渡先引取報告日	車台選択
MZT8200150368	2006/09/28	ZT3回収JPO1 ZT3回収JPO1本社	2006/10/18	テスト電研株式会社 テスト電研株式会社 大門営業所	2006/10/18	閲覧

メニューに戻る 検索条件再入力

出典：JARCから提供されたサンプル 7

## 自動車リサイクル法上の“輸出”に係る概念

### 解体自動車の輸出(施行規則第10条)

- ・ 解体自動車(廃車ガラ)は、**全部を製品の原材料として利用**する場合、輸出することができる。
- ・ なお、再資源化預託金等は返還されない。

### 中古自動車の輸出(法第78条)・・・再資源化預託金等の取戻し

- ・ 法第78条:再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車(※)を**輸出**した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合(規定なし。)には、主務省令で定めるところ(次項※のとおり。)により、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

### 再資源化預託金等(法第73条)

- ・ 自動車の所有者は、当該自動車が**最初の自動車登録ファイルへの登録**を受けるときまでに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の**金銭**を再資源化等預託金として資金管理人に対し**預託**しなければならない。

## 再資源化預託金等の取戻しの具体的手続き

### 施行規則第76条

- 申請書
  - 【記載内容】自動車の所有者の氏名又は名称及び住所、振込金融機関の名称、口座番号等、取戻しをしようとする再資源化預託金等に係る自動車の車台番号、再資源化預託金等の額
- 添付書類
  - 輸出する自動車の車台番号が記載されている輸出許可証の写し
  - 輸出する自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し
  - および、次のいずれかの書類
    - ~~輸出抹消仮登録証明書~~の写し
    - 輸出予定届出証明書の写し
    - 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出された旨が記載された登録事項等証明書の写し
    - 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出された旨が記載された検査記録事項等証明書の写し

#### 【中古自動車の輸出手続きとの連携】

- 登録自動車の所有者は、その自動車を輸出しようとするときには、輸出抹消仮登録証明書の交付を受ける必要（道路運送車両法第15条の2）。
- 税関では、中古自動車の通関時に、輸出抹消仮登録証明書等を確認（関税法第70条）。
- ➔ 自動車リサイクル法の基づく輸出においてもこれらの手続きに鑑み、再資源化預託金等の取戻しを申請する際には輸出抹消仮登録証明書等の写しの提出を要件化。

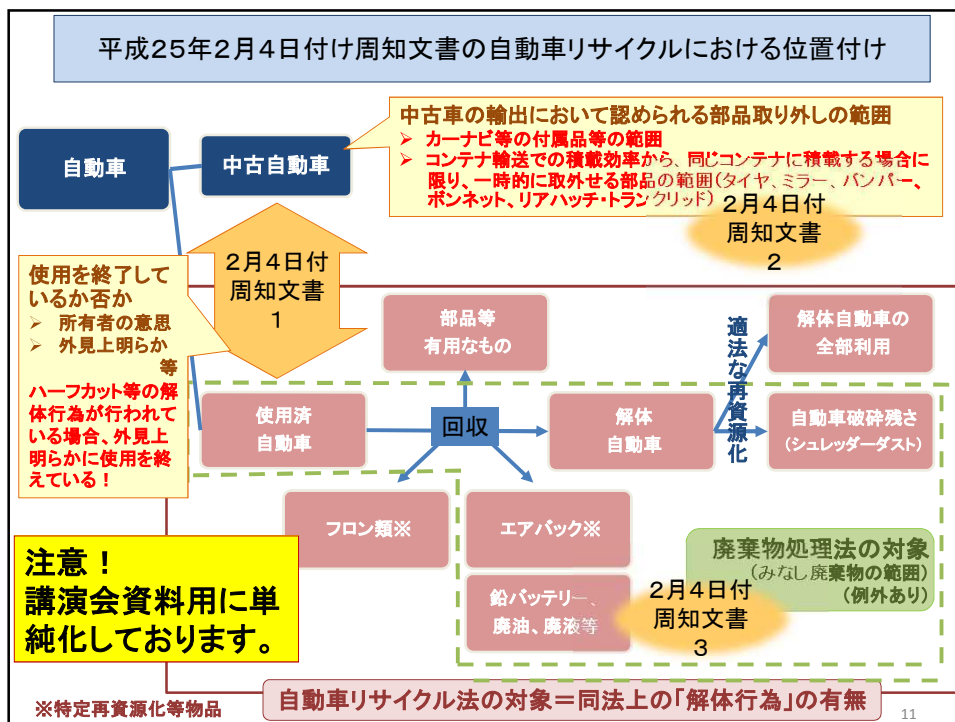
## 中古自動車輸出の判別に当たっての考え方

### 平成24年11月付検討会とりまとめ前の考え方（検討会資料p2）

- **使用済自動車から何らかの部品を取り外す行為は、基本的には解体行為。→ 法に基づく再資源化等の処理が必要。**
- **【例外】**（検討会資料p2）
  - ① カーナビ、カーステレオ等を取り外す行為
  - ② 車輸出時において、コンテナに積み込む際の幅や高さ制限問題から、ミラー・タイヤを取り外すことを余儀なくされ、取り外されたミラー・タイヤを一体のものとして同じコンテナに積んで輸出する行為

### 同検討会とりまとめ時の考え方（検討会資料p6）

- 原則は変わらず。
- 取外す必要性について客観的な判断が可能であり、取外し範囲が過度に拡大しないことや中古自動車としての基本性能の維持や解体行為との関係を考慮
- タイヤ、ミラーに加え、バンパー、ボンネット、リアハッチ・トランクリッドについては、コンテナ輸送において積載効率の観点から取り外しを余儀なくされ、かつ、同じコンテナに積載する場合に限り、解体には該当しないものと整理



## 今後の検討課題

- 2月4日付周知文書の視覚化 ① -

明確に解体行為に該当する例



ハーフカット車両





ノーズカット車両



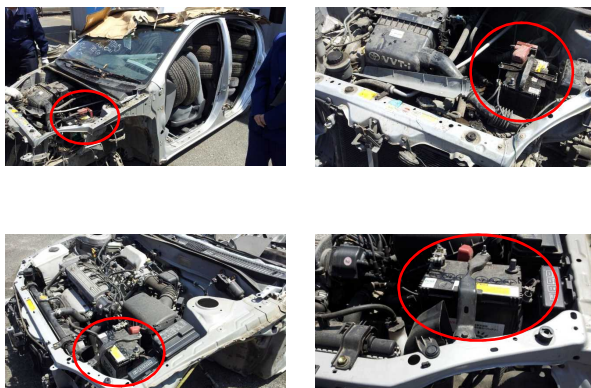
ルーフが潰された車両

12

## 今後の検討課題

－ 2月4日付周知文書の視覚化 ②－

### 鉛バッテリーが適正に回収されていない例



13

## 参考 架装物判別ガイドライン

- ◆ 自動車リサイクル法では、保冷貨物自動車の冷蔵用の装置など取り外して再度使用できる装置はリサイクル料金を預託していないため、架装物は別途処理が必要。

政令第2条(取り外して再度利用する装置)

- 一 保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他のパン型の積載装置
- 二 コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- 三 土砂等の運搬の用に供する自動車の荷台その他の困いを有する積載装置
- 四 トラックレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる特別な装置(人又は物を運送するために用いられるものを除く)

- ◆ 積載されている架装物が、自動車リサイクル法の対象か否か、シュレッダーダスト料金に含まれているか、判別を容易にするため、一般社団法人日本自動車工業会、および一般社団法人日本自動車車体工業会が連携し、架装物の例や区分を整理した『架装物判別ガイドライン』を作成。

掲載URL： 一般社団法人日本自動車車体工業会  
<http://www.jabia.or.jp/environment/line/index.html>  
 一般社団法人自動車リサイクル促進センター  
<http://www.jars.gr.jp/dmn/exdm0170.html>



- ◆ 架装物を装備する自動車の中古自動車、使用済自動車の判断は、架装物の装備の有無など状態にかかわらず、自動車としての外見、性状などからも判断される。

14